

## ＜駐車場利用規約＞

株式会社クレスト（以下「クレスト」という。）が管理する時間貸駐車場ブレイクパーキング（以下「ブレイク駐車場」という。）は、下記の規定に従ってご利用いただきます。

### 1. 駐車スペースの提供

ブレイク駐車場は短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。

また、クレストの承諾なく、ブレイク駐車場において営業行為を行うことは禁止します。

### 2. 免責

クレストはブレイク駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。クレストは、ブレイク駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他ブレイク駐車場で発生した原因に起因して被った損害について責任を負いません。

＜免責事項＞

- (1) 駐車場内における事故・利用者同士のトラブル。
- (2) 車両の盗難、滅失、損傷。
- (3) 車両の積載物、車内遺留品等の紛失、損害。
- (4) 他の車両により出庫を妨げられたことによる損害。
- (5) 地震、落雷、火災、水害等の不可抗力による損害。
- (6) 駐車場の利用方法、利用規約に違反した利用による損害。
- (7) トラブル処理に際し、交通事情等により、お待ち頂く時間・機会損失等の賠償。
- (8) 入庫、出庫の際には、ロック板が下降していることをご確認下さい。

※ ロック板が上昇している状態で入庫、または出庫されましても一切責任を負いません。

### 3. 駐車時間

ブレイク駐車場は、短時間の駐車を目的とする駐車場ですから、駐車時間は48時間までとします。継続して48時間を超えて駐車しないでください。

但し、クレストに事前に承認を受けた場合、駐車場に他の駐車制限時間が掲出されている場合は、この限りではありません。

### 4. 駐車することができる車両

- (1) ブレイク駐車場内に駐車することができる車両は下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

但し、駐車場及び駐車スペースによっては下記以外の基準を設けている場合もあります。

#### ① 平地に配置する駐車場の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
3.3m以上	1.4m以上	1.2m以下	15 cm以上	2.5 t 以下
5.0m以下	1.9m以下	2.2m以下		

② 立体自走式駐車場の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
3.3m以上 5.0m以下	1.4m以上 1.9m以下	1.2m以下 2.1m以下	15 cm以上	2.5 t 以下

③ 機械式及びタワー式の駐車場の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両積載重量
3.3m以上 5.0m以下	1.4m以上 1.9m以下	1.2m以下 1.5m以下	15 cm以上	2.0 t 以下

(2) (1) の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

- ① 最低地上高が 25 cm を超える車両等、車両入庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車両。
- ② オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
- ③ エアロパーツ装着車両、ロック板との接触により入出庫障害を起こすおそれのある車両。
- ④ 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- ⑤ 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
- ⑥ 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
- ⑦ 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
- ⑧ 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
- ⑨ 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
- ⑩ 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(3) (1) (2) の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて判断するものとします。

(4) (1) の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。

但し、駐車場に、特に駐車することができる旨の掲示がされている場合は、この限りではありません。

## 5. 駐車料金

- (1) ブレイク駐車場の利用者は、駐車場内に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払い頂きます。
- (2) 駐車時間はロック式駐車場の場合は、センサーが感知した駐車スペースへの入庫から出庫までの時間、また、ゲート式・機械式・タワー式駐車場の場合は、駐車場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。
- (3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機、支払い機等にてお支払い下さい。
- (4) ロック板やゲートの状況にかかわらず、精算手順にしたがった精算行為を行って下さい。
- (5) 駐車券を紛失した場合は、3 万円を上限として駐車料金としてお支払いの上、頂きます。なお、具体的な金額は、駐車場によって異なります。

また、クレストにおいて、最長駐車場を超えて駐車されたことを確認し、その駐車料金が上記金額を超えるときは、当該駐車料金全額をお支払い頂きます。

## 6. 駐車方法

- (1) ブレイク駐車場の利用者は、駐車場内に掲出された方法に従い、示された駐車スペース内に駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。
- (2) 駐車場が満車の場合等に駐車場内外で「入り待ち」をしないでください。
- (3) 駐車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させてください。但し、クレストが別途承諾する場合は、この限りではありません。
- (4) クレストは、第4項(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合には、移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

## 7. 不正駐車

クレストの利用者が、①駐車料金を支払わないで、車両を駐車スペースから出庫、又は駐車場外へ移動したとき、②正規の駐車スペース以外の場所へ駐車したとき、③7日間を超えて車両を駐車したとき、④その他本規約に違反するなどクレストが不正な駐車方法と認めたとき、は、クレストは、当該利用者に対し、正規の駐車料金のほか損害金として金5万円を請求することができます。

## 8. 放置車両の取扱い

- (1) ブレイク駐車場の利用者が、予めクレストへの届出を行うことなく7日間を超えて車両を駐車している場合(以下「放置車両」という。)、クレストは、これらの利用者に対して、駐車場において掲示することにより、クレストが指定する日までに当該車両を引取ること請求することができるものとします。
- (2) (1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒絶し、または引取りがないとき、もしくはクレストが過失なく利用者を特定することができないときは、クレストは車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者または使用者をいう。以下同じ。)に対して個別に通知する方法、または駐車場において掲示する方法により、クレストが指定する日までに車両を引取ることを請求することができるものとします。この場合、クレストは放置車両を所有者等へ引渡すことにより利用者に対する一切の義務を免責されるものとし、利用者は、クレストに対して車両の引渡しまたは損害賠償等の一切の請求をできないものとします。
- (3) (1)(2)の請求にもかかわらず、利用者または所有者等が、クレストが指定する日までに車両の引取りをしないときは、利用者及び車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなします。
- (4) クレストは、放置車両について生じた損害については、クレストの故意又は重大な過失によるものを除き、損害賠償の責を負わないものとします。
- (5) クレストは、(1)の場合において、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両のドアを解錠のうえ車内を調査することができるものとします。
- (6) クレストは、(1)の場合において、管理上または営業上の支障があるときは、駐車場において掲示して、3日以上期間を定めて予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) (1)(2)の請求にもかかわらず、利用者または所有者等が、クレストが指定する日までに車両の引取らないまま、(2)でクレストが指定する日から1カ月を経過した時は、クレストは、所有者等に対して通知または駐車場内に掲示する方法で車両処分の予告をするものとし、クレストは、車両を処分する際は、第三者を立ち会わせて売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、又は駐車場内において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他処分をすることができるものとします。

のとします。

- (8) クレストは、(7)の規定により車両を処分した場合は、遅滞無くその旨を所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示するものとします。
- (9) クレストは、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、未払いの駐車料金、損害金、車両の保管・移動または処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。
- (10) クレストによる所有者等への通知は、所有者等の自動車検査証に記載された住所または住民票上の住所に対して郵送する方法により行うものとし、郵送物が不在や宛所尋ねあたらず、受領拒絶などの理由により配達されなかった場合でも、発送時に所有者等に到達したものとみなします。

#### 9. 利用者の賠償責任

ブレイク駐車場の利用者が、本約款もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それによりクレストが被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む）を賠償していただきます。

以上